



医療的ケア等を必要とする児童の

保育所等入所 ガイドライン

2025 年 8 月 改訂 版

寝屋川市こども部保育課

目 次

はじめに

1. 医療的ケアについて(基本的事項)

- 1 保育所等における医療的ケアとは 1
- 2 受入れの要件 1
- 3 医療的ケアの内容・実施者 2

2. 医療的ケア児の入所までの手続

- 1 全体的な流れ 4
- 2 利用相談から利用開始までの対応 4
- 3 寝屋川市医療的ケア児関係機関会議の開催 5
- 4 利用申請の締切 5
- 5 利用調整結果の通知 5
- 6 施設との面談 6
- 7 保育計画とマニュアルの作成 6
- 8 利用決定後の必要な書類 6
- 【医療的ケア児の入所までの手続 フロー図】 8

3. 入所後の生活

- 1 集団生活での配慮 10
- 2 日常の保育実施に当たっての留意点 12
- 3 安全管理 13

はじめに

近年、新生児集中治療室等での入院治療後、日常生活及び社会生活を営むために、恒常的に経管栄養、喀痰吸引その他医療行為（以下「医療的ケア」といいます。）を受けることが不可欠である児童（以下「医療的ケア児」とする。）が増加し、医療的ケアも含め障害を有している児童もその他の児童と変わらず受け入れることを目指すインクルーシブな保育が推進されるようになってきています。

そのような中、医療的ケア児やその家族が、個々の状況やニーズに応じた適切な支援を受けることができるよう体制を整備することが重要な課題となっており、寝屋川市内の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所（以下「保育所等」とする。）においては、医療的ケアを必要としていない児童と共に、児童同士の関わりや1日の生活の流れなど、乳幼児期に相応しい環境の中で保育を受け、医療的ケア児の健やかな成長を図る必要があります。

平成28年5月、児童福祉法が改正され、各地方公共団体において、医療的ケア児が必要な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の連携の推進をより一層図るよう努めることとされました。また、令和3年6月には、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が公布され、同年9月に施行されました。同法において、「各地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有する」と規定されました。

本ガイドラインは、保育所等において、医療的ケア児の受入れに関し、医療的ケア児及びその家族が安心して保育所等を利用し、保育所等において安全な受入れを実施するために、入所までの流れや必要書類、関係機関との連携、緊急時の対応等について、基本的な考え方や留意事項を示したものです。

保育所等は、医療的ケア児を含む全ての児童一人ひとりの状況に応じた保育を提供する必要があります。医療的ケア児及びその家族の意思を最大限尊重し、個々の状況やニーズに応じた適切な支援を行うために、本ガイドラインに沿って、安心安全な受入れの実現に向け、保育所等とともに医療的ケア児と周りの児童全ての生命を守り、成長や発達を保障できる保育所等を目指していきます。

2025年7月

1. 医療的ケアについて(基本的事項)

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の理念に基づき、保育に欠ける医療的ケアが必要な児童の保育所等の利用開始については、主治医、保護者、関係機関※と十分な連携体制の下、必要な支援体制等について検討を行います。

保育所等の利用開始後も、必要に応じて関係機関が連携をとり、当該児童が、健康で安全に保育所等での生活が過ごせるよう支援を行っていきます。

※関係機関…障害福祉課、子育て支援課、あかつき・ひばり園、保育所等、保育課等当該児童の支援に市が必要と認める機関

1 保育所等における医療的ケアとは

医療的ケアとは、「広く保険診療において在宅医療として認められる行為及び、その他の日常的に家庭において行われている医療的生活介護・援助行為」です。

本市保育所等における医療的ケアとは、疾病等の治療を目的としたものではなく、児童が健康で安全な日常生活を営む上で必要な医療行為であって、保育所等において看護師、保健師、助産師又は喀痰吸引等研修を受講している保育士（以下「看護師等」という。）が当該医療行為を行うことに支障がないと主治医が認め、かつ看護師等が主治医から指示・指導を受けた範囲で実施可能なものであることとします。

2 受入れの要件

- ① 保護者及び対象児童が寝屋川市民であること
- ② 保育の必要性があり、主治医との相談の中で、集団保育が可能であると判断されていること
- ③ 病状や健康状態が安定しており、保護者が自宅で行っている医療的ケアが確立していること

- ④ 病状や医療的ケアに関する情報を主治医、保護者、保育所等、その他関係機関等で十分に共有できること
- ⑤ 必要に応じて同行受診や面談等で、主治医との連携を図り、保育課又は保育所等が指導を受けられること
- ⑥ 保育所等の受入体制(人員配置や施設環境)が整えられていること

3 医療的ケアの内容・実施者

(1) 医療的ケアの内容

- ① 経管栄養（経鼻、胃ろう・腸ろう）
- ② 喀痰吸引（気管切開部からの吸引、口腔・鼻腔内吸引）
- ③ 酸素療法（酸素カニューレ、酸素マスク）
- ④ 人工肛門の管理
- ⑤ 導尿
- ⑥ 血糖管理
- ⑦ ネブライザーを使用した吸入
- ⑧ その他（保育所等、主治医が共に対応可能と認めたものに限る。）

上記項目を基本とし、保育所等において実施可能な項目を実施します。

※ 上記項目のうち、喀痰吸引等研修を受講した保育士は①、②のみ実施可能です。

(2) 対象となる児童

主治医が集団保育が可能と認めた未就学児童が対象となります。

ただし、低年齢児になるほど当該児童の体力面など不安定な要素があるため、保育課が主治医に保育所等での生活（自宅や病院とは根本的に異なる生活になること）を丁寧に説明し、集団保育の可否を確認します。

(3) 医療的ケアの実施者

医療的ケアは看護師等が行います。医療的ケアを行う看護師等は、在籍児の健康管理を担当している看護師等とは別に配置する場合があります。

(4) 利用開始日時

医療的ケア児の健康状態、保護者が保育を必要とする就労等の状況、保育所等における看護師等や保育士の受入体制等、これらの状況を勘案し、保育所等と保護者の同意の上、保育課が決定します。

また、医療的ケア児を初めて受け入れる保育所等においては、安全な保育及び医療的ケアの実施のため、週5日(月～金曜日)、1日8時間程度を目安に保育を開始することとします。

※ ならし保育は除きます。

(5) 保護者との協力等について

医療的ケアが必要な児童を安全に保育するためには、受入れ先の保育所等と保護者が、相互に理解し、協力することが必要です。そのため、以下の対応を行うこととします。

① 保育所等で行う医療的ケアに必要な器具

保護者は、医療的ケアに必要な器具等の準備及び管理を行い、日々、不足のないよう点検・整備、管理及び持参を行います。

※ 器具等の故障・破損等があった場合の補償はありません。

② 保護者同行の施設利用

医療的ケアの実施については、慎重に進める必要があるため必要に応じて保護者同行をお願いする場合があります。

③ 保育に必要な情報の共有

日々の健康状態等について、保育所等と十分に情報共有を行ってください。

※ 安全な保育を提供するために、上記の条件が整わないことにより、保育を提供できない場合もあります。

2. 医療的ケア児の入所までの手続

1 全体的な流れ

医療的ケア児の保育所等の利用相談が保護者からあった場合、保育課で全体的な流れを説明します。

2 利用相談から利用開始までの対応

(1) 利用相談

相談日の日程調整を行うため、保護者は保育課へ来庁又は電話で相談をします。利用相談の際、児童の状況や希望する保育所等について保育課が確認し、保育所等の利用に向けた市での来所相談の日程調整をします。保護者は、相談に来庁する際、次の書類を持参してください。

- ① 医療的ケア児保育所等利用事前相談票
- ② 医療的ケア実施依頼書
- ③ 母子健康手帳
- ④ お薬手帳 など

相談時には、改めて児童の状況等について、市が確認し保育所等の情報を保護者に伝えます。

見学を希望する保育所等がある場合には、保育課が保護者の希望する保育所等へ見学希望があることを伝え、「医療的ケア児保育所等利用事前相談票」等を情報提供します。

(2) 施設見学・主治医との面談

原則、保護者が保育施設と事前調整の上、児童と一緒に施設を見学します。見学日までに「医療的ケア主治医意見書・指示書」及び「保育施設における活動のめやす」をご用意いただき、見学時に施設にご提示ください。主治医意見書・指示書の原本は、別途、市にご提出ください。

保育所等の施設長や看護師等は、市からの情報提供の内容を踏まえ、児童の状況及び実施する医療的ケアを確認します。

医療的ケアの対応について不明な点は、主治医に確認します。また、必要に応じて、市、保育所等、主治医医療機関、関係機関で打ち合わせを実施するなど、情報を共有します。

既に医療的ケア児が在籍している場合や施設の体制等の事情によっては、利用を希望しても入所できないこともあります。

3 寝屋川市医療的ケア児関係機関会議の開催

保育所等への入所を希望する児童の状況、医療的ケアの内容、施設における配慮事項、支援方針等に関して、専門的な見地から意見を聴取するため、関係機関職員等で構成される「寝屋川市医療的ケア児関係機関会議」を実施します。

【会議の検討内容】

- ・ 集団保育を実施するに当たり、主治医等に事前確認が必要な事項の有無と確認内容
- ・ 児童の状態、生活状況等を踏まえた必要な保育体制・支援策
- ・ 保護者、世帯に対して協力を依頼する事項、了承していただくべき事項及び支援していくべき事項の確認
- ・ 受入れに当たり保育所等で施設改善等の条件整備
- ・ 緊急時の対応及び搬送医療機関の確認 等

4 利用申請の締切り

保護者は、利用申請の締切日までに、保育の必要な事由を証明する書類等の必要書類を用意し、保育課に申請します。

利用相談時に提出した内容に変更があった場合には、必要に応じて市に再提出が必要となる場合があります。

5 利用調整結果の通知

利用調整の結果は「利用調整結果通知書」により市が保護者に通知します。

利用調整の結果、内定となった場合において、新たに看護師等の配置が必要となる場合や受入れに必要な設備の整備等が必要となる場合など、受入れ体制が整うまで入所をお待ちいただくことがあります。

6 施設との面談

原則、保護者が児童と一緒に施設を訪問し、入所にあたっての面談を行います。

保育所等の施設長や看護師等は、「医療的ケア主治医意見書・指示書」などの書類で児童の状況や実施する医療的ケアを確認します。見学時の「医療的ケア主治医意見書・指示書」の内容に更新がある場合は、最新の「医療的ケア主治医意見書・指示書」を保護者が施設に提出します。

保育所等は重要事項説明書、医療的ケア等を必要とするガイドライン等の内容を説明し、保護者と合意します。また、保育所等は、必要に応じて子育て支援課、保育課、関係機関等との医療面での連携を行い、施設改善等の条件整備等を確認します。

7 保育計画とマニュアルの作成

保育所等において、安全な保育を提供するためには、医療的ケアに関する手順はもちろんのこと、役割分担や注意事項等について、利用を開始する前にマニュアル等を整備しておくことが必要であり、安全かつ適正に医療的ケアを提供できるよう、施設長を含む全ての職員が理解しておくことが重要です。

そのために、保育所等が医療的ケア児を受け入れるにあたり、以下のとおり、必要な保育計画やマニュアル等を作成します。

- ① 「医療的ケア児個別支援計画」
- ② 「生活記録(連絡帳)」
- ③ 「医療的ケア実施記録」
- ④ 「予想される緊急時の対応フロー」

8 利用決定後の必要な書類

保護者は、必要書類を保育所等へ提出します。

- ① 医療的ケア主治医意見書・指示書（原本）

※ 入所前に「医療的ケア主治医意見書・指示書」の内容に更新が

ある場合のみ提出します。

※ 入所後、進級の際、年に1回医療的ケア主治医意見書・指示書提出してください。

② 医療的ケア児の保育に関する同意書

③ 医療機器等預かり同意書

※ 入所後に医療的ケアの実施内容が変更となる場合は、医療的ケア実施変更届出書を提出してください。

【医療的ケア児の入所までの手続 フロー図】

医療的ケア児の入所までの基本的な流れは通常と大きく異なります。



4 月から保育所等利用を希望する場合の主な流れ【一例】

実施 予定月	実施内容	保護者の提出物
～ 8 月下旬	保育課への事前相談	① 医療的ケア児保育所等利用事前相談票 ② 医療的ケア実施依頼書 ③ 疾患に関する資料や文献
9 月～10 月	主治医へ必要書類の依頼	
	施設見学・面談	③ 医療的ケア主治医意見書・指示書（原本）
10 月～11 月	同行受診（保育課） ※必要に応じて実施します。	④ 医療的ケア主治医意見書・指示書（写し）
	寝屋川市医療的ケア児関係機関会議 保育所等利用申請及び利用調整※	
施設内定		
12 月	利用調整結果通知の発送	
12 月～ 3 月	同行受診の実施（保育課・内定施設職員） 施設の看護師等に対して主治医による医療的ケアの指示・指導の実施 医療的ケア計画作成 施設内体制準備	⑤ 医療的ケア主治医意見書・指示書※変更がある場合のみ ⑥ 医療的ケア児の保育に関する同意書 ⑦ 医療機器等預かり同意書
4 月～	⑧ 入所、ならし保育開始	【変更があれば随時】 医療的ケア実施変更届出書

※ 保育所等利用申請の受付期間、利用調整の時期は年度によって異なります。

3. 入所後の生活

1 集団生活での配慮

(1) 職員連携

入所前から児童の医学的状況、発達・生活上の配慮、保護者の情報の把握などについて、施設全体で組織的に情報共有する仕組みを構築します。

日中の保育では、職員がローテーションで勤務している保育所等の施設特性を踏まえ、医療的ケアや体調への配慮、保育の実施状況、緊急時の対応などの情報を職員間で申し送り・共有するようにします。施設職員全員が適切に連携しながら、施設全体として児童の安全を確保していくことがとても重要です。

(2) 慣らし保育の実施

保育所等へ入所することは、これまでの保護者との家庭での生活から、児童同士や職員との集団生活へと変わるため、新たな環境に慣れることが重要です。また、保護者と施設長、看護師等、担当保育士とで医療的ケアの内容や方法を相互に確認することや、安全に過ごすための配慮事項やリスク等を踏まえた具体的な医療的ケア児個別支援計画を立てることが必要となります。

そのため、入所後一定の期間、保護者も付き添って短時間からの慣らし保育を行い、保育の内容や医療的ケアの内容を保護者と保育所等で確認します。

慣らし保育の期間は、個々の児童の状況や看護師等による医療的ケアの習熟等を踏まえて、保護者と保育所等と協議の上決定します。

(3) 一日の流れ

① 登園

受入れを担当する職員は、前日から登園までの家庭の様子や健康状態等について、連絡帳等を活用しながら保護者に確認します。

日々の医療的ケアに必要な器具や物品についても保護者から預

かります。また、確認した内容を児童に関わる全職員と共有します。

② 日中の保育

児童の健康状態を考慮しながら、1日の保育の流れに沿って、看護師等、保育士などそれぞれの職員が担当する役割を確認し、職員間で連携を図りながら保育します。

また、安全を確保した上で、医療的ケア児が可能な限り他の児童と積極的な関わりを持ちながら過ごすことができるよう配慮します。

③ 医療的ケアの実施

保育所等で実施する医療的ケアは、医療的ケア主治医意見書・指示書に基づき、あらかじめ保護者と確認した内容及び方法で行います。実施にあたっては、児童の状況に配慮し、必要に応じて専用スペースなどプライバシーに配慮した上で行います。

また、実施した医療的ケアを記録し、職員間で共有するとともに、連絡帳等に記載します。

やむを得ない事情により、医療的ケアを行う看護師等が不在の場合は、保護者等が医療的ケアを実施するか、保育所等を利用できないことがあります。

④ 降園

お迎え時には、連絡帳等を用いて児童の日中の様子や医療的ケアの実施状況等を伝えるとともに、登園時に預かった器具や物品を返却します。

医療的ケアの実施者と降園時に担当する職員が異なる場合も想定されるため、職員間で情報共有を行い、適切に対応します。

(4) 行事・園外活動等の対応

個々の児童に合った無理のない行事や園外活動等を計画し、あらかじめ保護者への説明と理解を得ておくほか、必要に応じて主治医にも確認します。安全な保育のため、保護者の同行を求める場合は、その必要性などを十分に検討し保護者の理解と協力を得ることが必

要です。

また、体調や当日の天候等により、安全な保育や適切なケアの確保ができないと保育所等が判断した場合は、事前に保護者の同意の上、参加を見合わせる場合があることについて説明します。

(5) 医療的ケア内容の変更が生じた場合の対応

児童の健康状態の変化など医療的ケア内容が変更となった場合には、保護者は「医療的ケア実施（変更）届」及び主治医が記入した「医療的ケア主治医意見書・指示書」を保育課に改めて提出します。

また、進級時には必ず医療的ケアの内容の確認を行い、「医療的ケア主治医意見書・指示書」を保育課に提出してください。

(6) 就学に向けた支援

医療的ケア児を受け入れる保育所等においては、年少段階から保護者と就学に向けたビジョンを共有し、希望する就学先に合わせて、就学までに必要な流れについて保育所等が複数回面談をしながら、情報の提供や共有をしていくことが重要です。

2 日常の保育実施に当たっての留意点

(1) 他の保護者・児童への説明

医療的ケア児の保護者の同意を得た上で、クラスに医療的ケア児が在籍することについて説明し、共に保育を行うことに対して理解を得られるよう努めます。

また、幼児クラスでは、他の児童が医療的ケア児を手助けする様子もあることから、事故のリスクを軽減するため、実施する医療的ケアの内容や、それぞれの器具の重要性や取扱いについて説明します。

(2) 施設内での感染症の対応

保育所等での感染症対策については、「保育所における感染症ガイドライン（厚生労働省）」に準じた対応を行います。

施設内で感染症が流行している場合は、保護者と情報共有し、感染する可能性があることや感染状況によって登園を見合わせていただく可能性があることを事前に保護者と確認します。

3 安全管理

(1) 緊急時の対応

保育所等は、チューブ等の自己抜去や急な体調の変化等、想定されるリスクを抽出し、「予想される緊急時の対応フロー」等のマニュアルを作成します。

対応フローには、事前に保護者や主治医医療機関に確認した緊急連絡先や緊急時の対応方法などを記載します。その内容を全ての職員で共有し、緊急時に適切な対応ができるよう定期的に訓練を実施します。

また、保育中に児童の体調変化や医療的ケアが困難となった等の理由により、保育の継続が困難であると判断した場合には、保育利用時間の途中であっても、保護者にお迎えを依頼します。

(2) 災害発生時（自然災害による避難等）の対応

災害の発生に備え、平時より準備をしておくことが大切です。避難訓練等において職員間で医療的ケア児を含めた避難方法、避難経路、避難先等を確認します。

非常食や医薬品、医療材料の備蓄、医療機器のバッテリーの確保等について、あらかじめ保護者に確認します。また、預かっている器具の定期的なメンテナンスを保護者に依頼します。

災害時、電話等が不通で連絡がとれない、保護者がすぐに迎えに来られない場合などを想定した対応についても、保育所等は保護者と確認をします。施設から別の場所に避難する場合に備え、必要に応じて必需品・医薬品等・緊急時の対応手順書・医療機関の連絡先を入れた個別の非常用リュックを準備します。

(3) リスクマネジメント

保育所等は、重大な事故を未然に防ぐため、保育中の事故やヒヤリハットを記録するとともに、施設内の全ての職員同士で情報共有を行い、改善策や予防策を検討し、再発防止に努めます。

寝屋川市こども部保育課

住所：寝屋川市早子町 12 番 16 号 サービスゲート 4 階

TEL：072-800-7087(直通)

MAIL：hoiku@city.neyagawa.osaka.jp